

(平成21年12月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで

現在の記録上では、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料が還付されているとのことであるが、還付の申請をした記憶は無く、還付金を受け取った憶えも無い。

A市B区役所へ保険料を納付するために出向いた際に、担当者から「あなたの夫は公務員なので無理に納付しなくてもよい。」といった話があったことを記憶している。

しかし、生活環境には特に変化は無く、私自身が会社等に勤務したことも無いので、一度納付した保険料を還付してもらう理由が無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金手帳の「昭和40年度国民年金印紙検認記録」に押印されている検認印及び社会保険事務所が保管している特殊台帳の記載から、申立人は、昭和41年3月に申立期間を含む40年8月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、任意加入被保険者が資格を喪失するには、当該被保険者が被用者年金保険制度に加入するか、資格喪失の届出を行う必要があるが、申立人は申立期間中に被用者年金保険制度には加入していない上、昭和41年3月に申立期間を含む期間の国民年金保険料を納付していることを踏まえると、同年1月時点では資格喪失の届出をしていなかったものと考えられ、申立期間の保険料を納付した後に、同年1月までさかのぼって国民年金被保険者資格の喪失手続をすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

夫の転勤でA県に住んでいた昭和50年ころ、新聞等の報道で国民年金のことを知り、義母の勧めもあって加入した。その後何回も転勤したが、その都度、市町村で転居の手続と併せて国民年金の手続もしていた。保険料は納付期限までには必ず納付していたので、未納期間は無いはずである。領収書等は何も残っていないが、2か月間だけ未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に国民年金に任意加入してから、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が国民年金に任意加入している期間に複数回にわたり市町村域を越えて転居しているが、その都度、国民年金に係る住所変更等の手続を行い、保険料の納付についても過年度納付等の状況は見られないほか、申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間が納付済みであり、申立期間の保険料のみを納付しなかった合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。